

建築基準法第56条の2第1項ただし書による包括的許可基準

令和2年9月2日  
浜松市建築審査会承認

(趣旨)

- 1 建築基準法(以下「法」という。)第56条の2第1項のただし書に規定する「特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認める」建築物のうち、次項の基準に適合するものは、建築審査会の同意を得たものとして法第56条の2第1項のただし書許可(以下「日影の許可」という。)をすることができるものとする。

(基準)

- 2 法第3条第2項の規定に基づき、法第56条の2の適用を受けない建築物又は既に日影の許可を受けた建築物(以下「既存不適格建築物等」という。)の増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替(以下「増築等」という。)を行う場合で、既存不適格建築物等以外の建築物により、新たに不適合な日影を生じさせず、かつ、既存不適格建築物等により不適合な日影が生じている各部分の日影時間が長くないこと。ただし、増築等により平均地盤面が低下する場合は、増築等を行う建築物ごとの地盤面を平均地盤面とする敷地全体の日影において、その建築物が不適合な日影を生じさせないものに限る。

(建築審査会への報告等)

- 3 特定行政庁は、この基準による許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。

なお、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年9月2日から施行する。